

168 明治十六年事件退学者処分解除に付同

〔明治十六年十二月十三日〕

総理 (加藤弘之)
(花押)

庶務課主任

(市川寛繁)

(石原助安)

同心得

同 常務掛

(富塚梅)

(市川寛繁)

(石原助安)

(欄外注記1)

同補助

教務課 (花押)

幹事 (服部一三)
(花押)

記録掛 (白木靖彦)

法理文学部長

(外山正一) (穂積陳重)

予備門長 (花押)

(杉浦重剛)

左案本省へ御伺出可相成乎此段相伺候也

先般暴行致候学生生徒之儀其節内陳致置候通り固ヨリ暴行之輕重ニ於テ等差可有之候得共何分早急之処分ニ於テハ右等取調モ不行届候事故無抛一同退学申付且ツ他官私学校へ之入学ヲ被禁候様稟請致候儀ニ有之候処爾来概シテ前々之非ヲ悔悟致只管謹慎勉勵致居既ニ続々再入学〔歎〕願〔出〕候者モ有之然ルニ猶追々取調候処最モ輕罪之者ニ至リテハ平日之処罰ニ候得ハ纔ニ〔抹消〕
〔朱書〕ニ〔数日間之禁足〕〔退舎〕ニ止マリ候様之者モ不少儀ニ而加フルニ既ニ悔悟之実効相顯レ候上ハ何卒速ニ学習之道ヲ為得候様致度左ナキハ何分少年輩之儀ニ候ヘハ他ニ学習之道ヲ難得ヨリ自然漸ク遊惰ニ流レ惡風ニ染シ候様之儀ニモ至リ可申甚不都合之儀ト存候条前陳最輕罪之者ニ至リテハ何卒第二学期ノ初

即明十七年一月八日ヨリ願ニヨリ再入学許可候様致度并ニ其他

稍罪状之顯著ナル者之内ニモ最初卒先シテ悔悟自首致候者両三

人有之其罪状タル前陳最輕之部ニ入ルヘキ者ニハ無之候得共右

等之者悔悟自首致候ヨリ自然多人數之悔悟自首ヲ促シ候効績モ

不少ト存候間右卒先自首候者両三人ニ限り前陳最輕之者ト同期

ニ於テ願ニヨリ再入学許可致度此段相伺候条特別之御詮議ヲ以

テ至急仰裁可候也

但右等人名之儀ハ精密取調不日上申可致候ヘハ右ハ御裁可ニ

付テハ御都合モ可有之ト存シ候ニ付予メ本文之旨趣稟請致置

候也

明治十六年十二月十三日

東京大学総理 加藤弘之

文部卿 大木喬任殿

(欄外注記1)

〔朱書〕
〔達達但号外〕

〔明治十六年十月二十七日事件書類〕 ⑥M6